

# 差別を断ち切る自分になろう 部落差別はNO!



熊本県人権啓発キャラクター  
「コッコロ」

## ●県内の部落差別をめぐる現状

県内では、今もなお悪質な差別落書きや差別張り紙、土地購入に際しての市町村窓口への同和地区の有無についての問合せ、企業が市町村へ進出する交渉の中での部落差別発言など許されない行為が発生しています。さらに、SNSやインターネット上で差別情報が掲載されるといった問題も発生しています。

- 部落差別に関する問題は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題です。
- 平成28年(2016年)「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行後も、県内において部落差別事象が発生していることや、情報化の進展に伴い部落差別を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、熊本県では、令和2年(2020年)6月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しています。